

1192	建久3. 7.29	源頼朝、餞別として「越布千端」を勅使に贈る(②355)
	10.21	幕府、和田宗実と奥山荘地頭職を安堵する(②79)
1193	建久4. 7. 2	曾我祐成の弟・越後国上寺律師、兄の仇討の罪に連座することを恐れ自殺する[吾妻鏡]
	11.28	越後守安田義資処刑される[吾妻鏡]
1194	建久5. 2.14	佐々木盛綱、越後所領の鮭を頼朝に贈る[吾妻鏡]
1195	建久6.10.11	源頼朝の叔父慈応、加地荘菅谷山から鎌倉に上り、頼朝に会見し越後に帰る[吾妻鏡]
1197	建久8. 4.24	寛勝ら、刈羽郡上軽井川に如法経を埋納する(①682 ②369・396)
	5	越後白河荘の年々作田注文が作成される(②104)
1199	正治1. 3.19	山城高山寺の文覚、佐渡に流される[百鍊抄・越佐史料1]
1201	建仁1. 1.23	城長茂、後鳥羽院に幕府追討の宣旨を請おうとして得られず、京の小山朝政の宿を襲う。ついで吉野に逃れ、2月22日処刑される(①649②44)
	5.14	城資盛、越後鳥坂城に挙兵。佐々木盛綱、これを破る。資盛の伯母板額とえられ、鎌倉に送られる(①651②44・148)
1202	建仁2. 6.	東大寺領豊田荘地頭開瀬義盛、荘内の日吉神社神人に狼籍したとして訴えられる(②46・114)
1203	建仁3.10. 8	妙真、鶴川荘新堂安楽寺で書写の法華経を埋納する[[5]4377]
1206	(建永年間)	◇小泉荘内本荘・加納それぞれの地で地頭請が成立する(②75)
1207	承元1. 2.	朝廷、専修念仏を禁止し、法然を土佐に、弟子の親鸞を越後へ流刑とする(②473)
	12. 9	越後守に高倉範茂が任じられる(②49)
1210	承元4. 2. 5	幕府、越後守護北条義時に加治荘内の菅谷寺に寄進する所領を寺の周辺から捜し出すように命じる(②45)
1211	建暦1.12.27	幕府、越後国に対し大田文の作成を命じる(②50)
1214	建保2. 5.	東大寺領豊田荘などの田数所当を書き上げる(②111)
	2	◇親鸞、妻恵信尼ら家族を伴い、常陸国笠間へ移住する(②475)
1218	建保6.	◇無関普門、越後村松の正円寺に寄る。のち諸国歴遊して蒲原郡出湯の華報寺に住む(②494)
1219	承久1. 4.	後鳥羽上皇、東大寺領豊田荘の地頭押領を禁止する(②115)
1221	承久3. 5.29	承久の乱起こる。参議藤原信成の家人酒匂家賢、加地荘願文山に挙兵。地頭佐々木信実これを破る(②53)
	5.3	北陸道大將軍北条朝時、越後国府に到着する(②53)
	6. 8	越後の小国頼継・金津資義・小野時信ら、朝時に従軍する(②53)
	7.2	幕府、順徳上皇を佐渡に流す(②95)
1223	貞応2.冬	越後寺泊に高麗人漂着する(②54)
1226	嘉禄2. 4.19	藤原教家、所領越後白鳥荘等の処分を決める[[5]4228]
1227	嘉禄3. 4. 9	幕府、色部公長の所領小泉荘色部条等を安堵する(②76)
1229	寛喜1. 8.11	大見実景、所領白河荘水原条等を子息行定に譲る[[4]1508]
1232	貞永1. 8.10	幕府、関東御成敗式目(貞永式目)を制定する
1240	仁治1.10.10	奥山荘地頭和田時茂と同莊雑掌との間で年貢納法等について和与が成立し、幕府もこれを安堵する(②70・80・116 ③86)
1241	仁治2. 4.17	津村尼、所領奥山荘について津村屋敷を子息時茂に譲る[[4]1750]
1244	寛元2. 7.21	幕府、和田時茂と奥山荘雑掌との同莊検注をめぐる相論を裁定する(②118)
1247	宝治1.	◇宝治合戦、三浦氏滅ぶ(6月)。毛利経光、越後佐橋荘の所領を安堵される(②58)
1250	建長2.11.	九条道家、白河荘をその娘に譲る[越佐史料2]
1255	建長7. 3.22	幕府、色部公長の所領を安堵する(②76)
	10.24	幕府、小泉荘の色部公長と荒河保地頭河村景秀の境相論を裁定する(②76・78)
1259	正元1. 1.	佐渡八幡宮の神主、新年の田植歌を記録する[越佐史料2]
1265	文永2.12.13	大見政家、時秀に白河荘水原条を譲る[[4]1509]
1266	文永3. 7.13	佐々木加地重朝、所領加地荘古川条を女子に譲る[[4]1756]
1267	文永4.12.	奥山荘の不作田地注文を作成する(②136)

1268	文永5.11.	色部公長, 一族の往生を祈り, 石瀬の霊場に塔婆を建て, 阿弥陀經を供養する(②432)
1270	文永7. 7.15	寂光(毛利經光), 佐橋莊南条などを子時親に譲る(②58)
	8.25	色部公長, 所領を譲る(②76)
1271	文永8. 9.12	幕府, 日蓮を佐渡に流す。日蓮, 10月末に佐渡に到着(②99)
	11	越後青海莊曾根新保地頭代官, 石河莊新宮川合社の神体を盗み取り, 相論となる[[5]4192]
	12.23	幕府, 秩父定長の小泉莊柏尾条譲渡を安堵する[[5]1510]
1272	文永9. 8.25	幕府, 大見時実の子息頼資に, 白河莊安田条を安堵する[[4]1483]
1274	文永11. 3.	日得, 日蓮像を造る[[5]3145]
1276	建治2. 6.19	色部忠長, 所領を譲る[[4]1948]
1277	建治3.11. 5	高井時茂, 奥山莊を分割して三人の孫らに譲る(②61・71・138)
1279	弘安2.10.26	幕府, 色部氏の遺領相論を裁く[[4]1953]
1282	弘安5. 7.20	尼しゃうしゃう, 頸城郡佐味莊赤沢村を譲る[[5]3934]
1283	弘安6. 4. 5	大見行定, 所領を譲る(②84)
1285	弘安8. 2.13	色部長信, 所領を譲る[[4]1036]
	6. 1	佐渡国守護北条(大仏)宣時, 本間宣定・重久兄弟の木浦郷相論を裁定する(②89・199)
1286	弘安9. 8.	河村秀通, 荒河保の所領を記録する[[4]1759]
1287	弘安10. 9. 1	幕府, 奥山莊相続をめぐる尼意阿の訴訟を退ける(②62・149)
	12.11	幕府, 荒河保の引網を河村余一に安堵する[[4]1580]
1288	正応1. 2.18	池頼定・頼章, 福雄莊内薬師堂免田得分を争う。幕府これを裁定する[[5]2786]
	12. 2	小泉莊領家と地頭色部氏, 粟島の年貢について争う。幕府, これを裁定する(②76・121)
1290	正応3. 9.	荒河保雑掌と小泉莊牛屋条地頭の境相論で和与成立。幕府, これを承認する[[4]1951]
1291	正応4.11.27	幕府, 福雄莊八王子の神田をめぐる池頼章・頼定兄弟の相論を裁定する[[5]2787]
	12.21	幕府, 上野国鳥山時成の妻に, 波多岐莊内の所領等を安堵する[[5]3793]
1292	正応5. 7.18	荒河保と奥山莊の境界について和与が成立する(②128・138)
1295	永仁3. 9.	佐渡国守護北条宣時, 佐渡羽黒山正光寺に梵鐘を寄進する(②412・415・451)
1296	永仁4. 4.20	小泉莊加納の領家と地頭, 下地を中分する(②71・122・146)
	11.24	幕府, 奥山莊地頭和田茂連遺領をめぐる茂明・茂泰兄弟の相論を裁定する(②64)
1297	永仁5. 2.20	幕府, 和田時茂遺領についての尼意阿の越訴を棄却する(②63・150)
		◇日印, 大面莊薄會根に法華宗本成寺を創立する(②527)
1298	永仁6. 3.	冷泉(京極)為兼, 佐渡に流される(②95)
1299	正安1. 2.26	白河莊の出湯周辺に時衆の名号板碑が造立される(同地に石碑・石仏の造立, 經典の埋納さかんに行われる)(②176)
	3. 7	色部忠長, 小泉莊の所領を譲る[[4]1947]
1301	正安3. 8.20	和田茂明, 収公された父茂連の遺領奥山莊中条の返還を幕府に訴え, 幕府, これを裁決する(②64・122)
1303	嘉元1. 6.29	大見頼資, 所領白河莊等の相続配分を定める(②85)
1304	嘉元2.12.26	奥山莊雑掌と地頭和田茂明, 同莊支配をめぐる相論する。幕府, 地頭請所を承認し, 年貢納法を定める(②122)
1307	徳治2. 3.28	刈羽郡村田妙法寺の日昭, 置文を定める(②526)
1308	延慶1. 1.18	素詰和尚死去。のち蒲原郡出湯の山中に埋納される(②443)[[5]4399]
	8.13	和田兼連, 奥山莊北条の相続次第を定める(②65)
1310	延慶3. 6.18	幕府, 大見資家・資行兄弟の所領相論和与を安堵する[[4]1487]
1311	応長1. 8.22	毛利時光, 佐橋莊北条に時衆道場(専称寺)を建立する(②468)
	10. 2	魚沼郡友重の長徳寺境内に板碑が建てられる(②175)

1317	文保1. 1.20	和田茂明, 奥山莊中条を嫡子初若(茂継)に譲る(②64)
1319	元応1. 2. 8	佐渡の住人沙弥暁忍, 出羽国羽黒山に経筒を埋納する[[5]3543]
	3.18	幕府, 小泉莊加納の牛屋と宿田の境相論和与を安堵する[[4]2095]
1320	元応2.11.22	加地莊古河条の年貢検注について地頭・預所の相論で和与成立する[[4]1773]
	8.18	和田章連の伯母, 多勢を率いて奥山莊章連領に苅田狼籍を加える(②151)
	9.26	池為定, 御公事の勤仕ができないとして, 吉河莊中条北方を惣領本間隆泰へ譲る(②119)
1322	元亨2. 3. 7	白河莊上条の地頭大見連資, 自領の伊勢大神宮役夫工米の配分を定める(②537)
1323	元亨3. 8. 7	河村秀久, 荒河保の所領を譲る[[4]1582]
	8	越後府中住人比丘尼禪因, 紀伊高野山に宝篋印塔2基を造立する(②438)
	10	和田章連, 兄茂実と奥山莊北条を争い幕府に訴える[[4]1243]
	12.16	幕府, 本間有綱に佐渡国波多郷内の所領を安堵する[[5]3080]
1325	正中2. 2. 8	大見資家, 白河莊安田条などを譲る[[4]1489]
	7. 7	幕府, 大津重胤と和田茂長女子との奥山莊鍬柄村相論を裁定する(②166)
	8	正中の乱。日野資朝, 佐渡に流される(②95)
1326	嘉暦1. 4.16	本間行光, 佐渡国武井保を妻に譲る(②93)
	9. 5	奥山莊中条の住人孝基, 弥彦神社に鉄鉢を奉納する[[5]2817]
1327	嘉暦2.10. 8	本成寺日印, 置文を定め, 翌年没する(②527)
1331	元徳3 元弘1.2.13	貞阿ら, 観音像を蒲原郡竹野町金仙寺に奉納する[[5]2893]
	6. 5	和田茂実と海老名忠顕, 奥山莊北条内の所領相論で和与する[[4]1233]
	8	仙阿, 柴燈鉢を奥山莊蔵王権現に奉納する[[5]4417]
	12.19	幕府, 和田章連と海老名忠顕の奥山莊内の相論地を調査する[[4]1247]
1333	正慶2 元弘3.5.	鎌倉幕府滅亡
	8. 5	新田義貞, 越後守となる(②164)
	12.1	新田義貞, 和田茂長女子の所領を安堵する(②165・166)
	12.14	新田義貞, 色部長倫らの所領を安堵する(②165)